

聴覚補助機器等の積極的な活用への支援を求める意見書

日本の難聴者は現在約1,300万人とも推測されており、高齢化などの進展に伴って今後更に増加するものと見込まれている。高齢者にとっての悩みの一つとされているのが「聞こえづらさ」、いわゆる加齢性難聴である。難聴は認知症の危険因子の一つとされていることに加え、難聴になると人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、社会的に孤立することも懸念される。

これまで難聴対策としては、補聴器の使用が知られており、一般的に収集した音を増幅して外耳道に送る「気導補聴器」と、様々な原因で外耳道が閉鎖している方に向けた骨導聴力を活用する「骨導補聴器」の2種類が用いられてきた。近年には、これらに加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発され、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となってきている。

については、国におかれては、このように様々な難聴者に適応できる聴覚補助機器等の選択肢が広がってきたことから、我が国の更なる高齢化に備え、認知症を予防するとともに、高齢者の積極的な社会参画を実現するため、以下のとおり聴覚補助機器等の積極的な活用の促進に取り組まれるよう強く求める。

- 1 難聴に悩む高齢者が、医師や専門家の助言の下で、自分に合った補聴器を積極的に活用する環境を整えること。
- 2 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れる社会の構築を目指し、合理的配慮の一環として、行政等の公的窓口などへの、聴覚補助機器等の配備を推進すること。
- 3 地域の社会福祉協議会や福祉施設との連携の下、聴覚補助機器等を必要とする人々への情報提供の機会や場を創設するなど、補聴器を含む聴覚補助機器を普及させる社会環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年9月18日

京都府精華町議会
議長 三原 和久

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生
労働大臣、内閣官房長官、共生社会担当大臣